

当レポートは、2017年6月に公表されたTCFDによる提言が求める情報開示への対応がどの程度進んでいるかを調査するため、CDP質問書に対する回答を分析し報告する。具体的にはCDP質問書とTCFD提言とで共通する、シナリオ分析や気候変動によって生じるリスクと機会の財務への影響評価に関する回答内容を対象としている。なお、調査にあたっては2018年12月までに統合報告書を発行した企業のうち、環境省の「ESG対話プラットフォーム」データベースに収録されている170社について調べている。

レポート サマリー

- 気候変動リスクシナリオを特定する企業は35.3%、2年以内にシナリオを特定することを言及する企業は21.2%
- 複数の気候変動リスクシナリオに基づく分析を実施している企業は4.7%
- 気候変動によって生じる財務的なインパクトについては54.7%がリスクを、52.9%が機会を定量的に報告

気候変動の影響が深刻さを増し企業活動にも大きな影響を及ぼすようになる中、企業の気候関連リスクを適切に評価できるような情報開示を求め「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」が2017年6月に情報開示における提言を公表した。このTCFDによる提言を支持する日本の企業・団体が2019年7月末までで188に上るなど、我が国でも支持が拡大している。

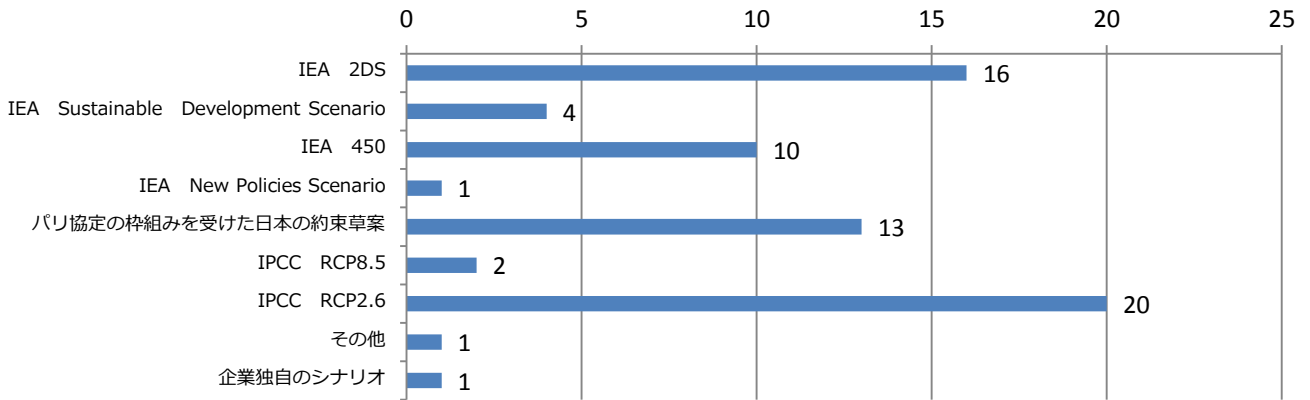
TCFD提言は、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の4つの開示項目のうち「戦略」においてシナリオ分析を行うことが推奨されている。2019年5月に気候変動開示基準委員会（CDSB : Climate Disclosure Standards Board）と米国サステナビリティ会計基準審議会（SASB : Sustainability Accounting Standards Board）とが共同で発表した「TCFD Implementation Guide(TCFD実践ガイド)」※によれば、TCFD提言の目的は既存の開示制度が長期にわたって緊密に連携するのに役立つ共通の指針を提供することであり、気候変動により想定されるシナリオに対して自社のビジネスがどう影響を受け、どう財務諸表にインパクトを与えるか「主流の報告書」において説明

しなければならないとしている。

今回は統合報告書を発行する企業がどのような気候変動シナリオの下でリスクと機会を捉え、財務的なインパクトについてどのように報告しているかを調査した。CDPは2018年から質問書にTCFD提言に添った気候関連シナリオ分析の実施状況の質問を加えており、このCDP質問書への回答内容が環境省の環境情報開示基盤整備事業における「ESG対話プラットフォーム」のデータベースに自動的に取り込まれる仕組みとなっている。CDPが提供するデータベースでは閲覧可能な企業数に制限があるため、調査に当たっては環境省のデータベースを対象とした。

統合報告書発行企業のうち、上記データベースで報告内容の確認ができた企業は170社あり、このうち35.3%にあたる60社が気候変動による自社の事業への影響を把握するための気候リスクシナリオを特定し、36社（21.2%）が2年以内に特定することを言及していた。気候変動リスクは、気候変動を抑制するための政策や法規制・技術や市場の変化に対する際に生じる移行リスクと、異常気象による災害などでこわむる物理的リスクに大別される。TCFD提言では推奨するシナリオを特定することは回避し、自社で独自のシナ

【シナリオ別企業数（複数選択）】



リオを策定しても良いとしている。既存のシナリオについては、移行リスクでは各国政府のエネルギー政策策定に使用される国際エネルギー機関（International Energy Agency（IEA）：国際エネルギー機関）による各種シナリオ、物理的リスクでは各国政府の環境政策策定に使用される国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）によるRCP（Representative Concentration Pathways: 代表濃度経路）シナリオなどが国際的に認知されている代表的な気候変動リスクシナリオと言える。企業が使用するシナリオは上のグラフの通りであり、特に注目すべき点として2つ以上のシナリオを使用し分析を実施している企業が8社（4.7%）あった。気候変動リスクは蓋然性を持った予見が不可能な事象であるため、複数のシナリオを検討することで自社の主観に基づく議論を排除し将来の変化に柔軟に対応する経営が可能となろう。

次に気候変動によって生じる財務面への影響についてどのように報告されているかを確認した。下図の通り、気候変動をリスクと捉えて生じる財務インパクトについては170社のうち93社（54.7%）がゼロを含め定量的な報告を行っていた。また、76社は定量情報

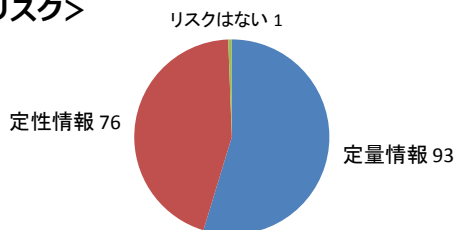
を含まない定性的な記述を行っていたが、1社がリスクは生じないとの報告を行っていた。気候変動を機会として捉えて生じる財務インパクトについては、170社のうち90社（52.9%）がゼロを含め定量的な報告、78社は定性的な記述を行っていた。気候変動によって生じる機会はないとする企業も2社見られた。

上述の通り、TCFD提言は「主流の報告」への記載を求めており、我が国における「主流の報告」のひとつと考えられる有価証券報告書には「事業等のリスク」の項がある。TCFD提言の求める情報開示に取り組むためには、気候変動によるリスクと機会の特定や評価において組織を跨いだ横断的な協力がなされることが必要となろう。より多くの企業がTCFD提言の重要な機能の1つであるシナリオ分析に取り組み、気候変動が自社にどのような財務インパクトを及ぼすのか、投資家を始めとするステークホルダーのニーズを適切に満たす客観的かつ真摯な情報を開示することに期待したい。

※ The Climate Disclosure Standards Board and the Sustainability Accounting Standards Board, 2019, "TCFD Implementation Guide"
https://www.cdsb.net/sites/default/files/sasb_cdsb-tcfcd-implementation-guide-a4-size-cdsb.pdf

【気候変動によって生じるリスク・機会による財務インパクト（n:170社）】

<リスク>



<機会>

